

令和4年度第2回百貨店最低賃金専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和4年10月6日（木） 9時02分～9時21分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 事務局から資料説明を行った。

(2) 労働者側から

- ・山口県最低賃金の引上げ額31円に昨年取れなかった12円を加えた43円の引上げを主張する。
- ・金額の決定にあたっては、近隣県とのバランスと他業種の山口県特定最低賃金とのバランスも考える必要がある。

(3) 使用側から

- ・近年、コンビニエンスストアの全国展開、カテゴリーキラーという専門店の進出に加え、インターネット・通販の台頭が消費者行動に変化を与えている。こうした中で百貨店、総合スーパーは良質で多様な商品を提供するという業界の存在意義そのものを失いつつあり、大変厳しい状況に置かれている。
- ・百貨店、総合スーパーは最近のコロナウイルス感染症により大変大きな影響を受けたところであるが、未だにコロナ前の状況には回復していない。
- ・そもそも高コストの低収益的な労働集約型である百貨店、総合スーパーは、人件費の増加が収益悪化に直結するものであり、現状では賃金アップについては消極的にならざるを得ない。
- ・一方、旧産業別最低賃金制度から移行して以来、労使のイニシアティブによ

り長年にわたり継続されてきた特定最低賃金制度を引続き維持・尊重していく必要性については理解しているし、非正規労働者の均等待遇の実現、産業の健全な発展に向けて、社会的な役割を果たさなければならないことも十分自覚している。

- ・業界の将来を考えると、若年層を中心とする消費トレンドはコロナ禍により変動に拍車がかかり、コロナ終結後も負の影響を与えることは容易に想定される。
- ・地方最低賃金がセーフティーネットの枠を超えて毎年、大幅に引き上げられており、経営者側として今後も特定最低賃金の維持ができるのか大きな不安を抱かざるを得ない。
- ・以上、総合的に考慮して、業界の厳しい状況、将来の不安、特定最低賃金制度の問題点を考慮したとしても、これまで長年制度を維持されてきた諸先輩方のご努力に敬意を表するとともに、制度の将来への希望に期待して、特定最低賃金について最低限の引上げは必要であると決断を行った。
- ・したがって、使用者としては本年の山口県最低賃金引上げ額と同額の 31 円アップの 906 円を主張する。

(4) 事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

(注)百貨店最低賃金専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会」である。